

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	消費・安全局 農産安全管理課
部署の業務内容	農産物の安全確保のため、農業生産段階におけるリスク管理措置の企画立案と実施 ①農薬、肥料の登録、製造・販売の指導・取締及び適正使用指導 ②汚染物質・病原微生物の農産物中の実態の把握と汚染低減対策 ③遺伝子組み換え農産物の生物多様性への悪影響を未然防止するための承認とモニタリングの実施

項 目			対 応	点 検 結 果 の 概 要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。		○	従前より、「農産安全管理課課訓」を定め、課員に対して、日常業務を通じて国民からの意見・疑問に対して真摯に耳を傾け、回答にはわかりやすく行うよう意識向上を図るとともに、課訓に基づく取組を効率的に実施するため「業務を1日30分効率的に進めるためのセルフチェックシート」を定め、課員に配布し、随時、業務の進め方の自己点検を実施。 これらの取組を継続的に実施するための働きかけが重要であることから、課内会議を行い、改めて課員に徹底するよう周知を図った。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。		○	なお、農薬に関する国民からの意見に対し、時間をかけて話を聞く等の丁寧な対応を行ったことにより、最初は当課の仕事を否定していた方が、「考えはよくわかったから頑張れ」と励まして下さった事例などがある。
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。		○	農作物の害虫防除の効能を標榜した資材に殺虫成分が含有していた情報が国民から寄せられたが、分析調査が半年以上遅れ、結果として無登録農薬の取締が遅くなってしまった点を一部のマスコミから批判された。 このため、19年11月に農薬の効能を標榜する資材の監視・取扱い手順を定めた通知を発出するとともに、国民からの情報を受け付ける「農薬目安箱」を設置し、目安箱に入った情報等を基に対応を行っているが、いただいた各種意見を踏まえ、更なる改善を図っているところ。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。		○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。		○	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。		-	

基本的な視点	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	農業登録制度が食品、環境、使用者等への安全の確保を図るために、中核的な役割を果たしていることや、登録制度を見直すための工程表を説明するとともに、消費者、農業関係者、農業メーカー等の関係者の意見交換の結果を反映する必要性の理解を得る取組を行った。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	これらの理解をもとに、19年12月に、農業登録制度に関する懇談会を設置し、消費者、農業関係者、農業メーカー等の関係者間の意見交換の結果を農業登録制度の見直しに反映する取組を行っている。また、20年10月からは、汚泥肥料の規制のあり方に関する懇談会を設置し、消費者、肥料関係者、肥料メーカー等の関係者の間で意見交換を行い、肥料行政の見直しに反映する取組を行っている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	懇談会のメンバーとして参加している消費者団体等からは農業生産資材における初めての取組みとして評価されている。一方、業界からは、最初のうちは戸惑いの声が大きかったが、懇談会の会を重ねるごとに理解が深まっている。
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	汚染物質や病原微生物の農作物中の実態把握、汚染低減対策の立案・実施については、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」に則って、食品安全に関する問題点の特定、危害要因の優先度の検討、リスク管理措置の決定を実施している。
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	また、農業・肥料などの生産資材分野のリスク管理措置の策定にも、標準手順書に準じてリスク管理の考え方に基づく政策決定を展開するため、登録制度や公定規格の見直しの方向性を議論を行っているところ。
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	－	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	日頃から、「消費・安全局の役割」や課訓に基づき、消費者の視点を大切にして、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという考え方の下、食の安全を確保するため業務を行っているところ。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	当課では、農業取締法、肥料取締法、カルタヘナ法に基づいて、これら資材等の登録・承認業務を通じて、当該製造メーカーに対して指導・監督を行っている。
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	例えば、農業の安全性確保のための試験データについてより多くのデータを求めて安全評価を行うことは、消費者にとっては好ましいが、製造メーカーにとっては試験データ作成の経済的負担の増加の要因となり、生産者にとっては農業価格の増大につながるなどの不安があることから、必ずしも利害の一致はない。

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	農産物の安全確保のため、農業生産段階におけるリスク管理措置の企画立案と実施。具体的には、農薬、肥料の登録、製造・販売の指導・取締及び適正使用指導、汚染物質・病原微生物の農産物中の実態の把握と汚染低減対策を推進。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	消費・安全局の設置後、随時、自らの業務を見直しつつ、改善に取り組んでいる。 リスク分析においては政策として実施したリスク管理措置の効果のモニタリングと見直しを系統的に行うこととされている。リスク管理措置の決定から一定時間経過後に実態調査等によるモニタリングの結果に基づいて、見直しを実施する予定。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	平成15年に改正した農薬取締法及び肥料取締法について、消費・安全局長の私的懇談会における検討等を通じて、施行から5年後の見直しを実施。
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○	消費・安全局の設置理由であり、課訓の中でも強調し、課員の意識向上を図っている。
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○	食品の安全に関するリスク分析は、食品に由来する健康影響が発生することを未然に防止するための手法であり、課の全ての業務がリスク分析に則って行われるよう改革を行っている。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)	○	全ての業務について科学的データを適切に分析して、判断しているというには一層の課員の資質の向上が必要であるが、課訓や課の目標に掲げ、課員の科学的な水準の向上(課内勉強会の開催、課員の学会、各種研修、セミナーへの参画等)を奨励している。
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	例えば、麦のカビ毒では栽培管理によりカビ毒の汚染を低減するための指針の作成・公表を行った。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	○	指針は、科学的に解析した試験研究の成果や自らの調査結果に基づいて作成している。
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	○	例えば、カドミウムに関しては省内関係課による対策チームを組織して、情報提供や打ち合わせを行うことを通じて、正しい方向に進むよう働きかけている。
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	○	
		第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	○	ある消費者団体の幹部と個人的に話した際に、産業振興部局の意識を変えるのは難しいであろうが、消費・安全局は消費者の味方として信頼しているので頑張ってほしいと激励された。

	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	食品安全に関するリスク管理は、リスクのコントロールでなく、リスクのマネジメントであり、あらゆる措置を講じて食品の安全を確保し、消費者の健康を保護することにある。したがって、個々のリスク管理措置の中には生産振興部局に担当してもらわなければならないものがあるので、是非、意識改革をして欲しい。
--	----------	---	---	--

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	「雑穀類におけるマイコトキシン汚染を危惧しており、調査していただきたい」との要望があった。		調査の必要性について、厚生労働省の実態調査や諸外国の汚染状況を踏まえ科学的に検討を実施し、その結果、予備調査を実施することとした。